

令和6年5月22日

1 業務の目的

本市では、油津地区の歴史文化遺産を有効的に活用し、歴史文化の伝承や地域の賑わい創出を図るため、まちづくりに対する豊富な経験や幅広い知識を有し、さらには、戦略性のある事業計画の立案等に必要能力をもつ受託者（コーディネーター）を募集いたします。

油津地区の堀川運河は、江戸時代に整備され、飢肥杉の搬出や漁船などの避難場所として大いに活用され、油津の繁栄を支えてきた運河です。この堀川運河周辺は、戦前にマグロと飢肥杉で大いに栄えた地域であり、堀川橋や油津赤レンガ館などの国の登録有形文化財をはじめ、その時期の建物等の多くの歴史文化遺産が存在します。

しかしながら、歴史文化を伝えるための施設がなく、油津の歴史を知らない市民が増えていることや、堀川運河の歴史のシンボルである「花峯橋」は劣化が著しく、自然災害による崩壊・消滅の恐れがあるなど、後世への歴史文化の伝承が課題となっています。また、日本においては人口減少が深刻化しており、本市においても、今後さらなる人口減少が予測されています。人口減少は、地域経済の縮小や地域産業の担い手不足等を引き起こすことが懸念され、本市においても人口減少対策が喫緊の課題となっています。

一方で、令和5年3月に東九州自動車道「清武南IC～日南北郷IC」が開通したことに伴う県内外からの交流人口の増加や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少していた大型クルーズ船寄港の回復に伴うインバウンドの増加が期待されています。

このような状況の中、本市では、令和3年12月に、(故)戸村サチ子氏より、油津地区の歴史文化の伝承、堀川運河周辺の賑わい創出のために役立ててほしいとの意向で受けた寄附金を有効的に活用するために「日南市油津文化遺産振興戸村基金」を創設しました。そして、基金の趣旨や東九州自動車道の開通、大型クルーズ船寄港などの新たな需要を踏まえた歴史文化遺産を活用したまちづくりを進めるため、令和6年3月に「油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり計画(以下、「基本計画」という。)」策定しました。

この基本計画に基づき、油津地区の歴史文化遺産を地域振興・観光資源に有効活用することにより、歴史文化の伝承及び地域の賑わい創出を図り、さらには、本市の観光拠点である飢肥地区や鶴戸地区、北郷地区、南郷地区等との観光客の周遊促進等の取組により、本市の課題である人口減少対策を講じるためには、まちづくりに関する豊富な経験や幅広い知識を有し、地域の想いや地域の実情に応じた戦略ある施策等の企画提案に必要な能力を有する優れた者を「核心」として選定し、事業を進めていくことが重要です。

以上のことを踏まえ、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により受託者（コーディネーター）を選定するものです。

2 業務概要等

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名称 | 油津の歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーター業務
(以下「コーディネーター業務」と言う。) |
| (2) 業務場所 | 日南市油津地区 |
| (3) 業務内容 | 主な業務内容については下記のとおりであるが、詳細については、別に示す「油津の |

歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーター委託業務仕様書」を参照すること。

- ① 基本計画に基づく事業全体の進行管理等に関すること
- ② 水辺（堀川運河）周辺の周遊促進のためのルート設定や花峯橋の利活用方法等の企画提案に関すること
- ③ 油津別館（ガイダンスセンター（資料館））に関すること
- ④ 地域住民や関係団体、行政との意見交換・調整に関すること
- ⑤ その他目的を達成するために必要な資料の作成や業務支援に関すること

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

ただし、令和 7 年度以降については、本件予算が成立しない場合はこの限りではない。

また、業務態度及び目標数値の達成が見込めない又は成果が認められないと判断した場合は契約を解除することがある。

(5) 予定価格 8,000 千円／年以内とする。

（ただし、委託金額は消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける施策提案は、コーディネーターを選定するために、その取組方法等について提案を求めるものであり、委託業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な施策提案等は、契約後に発注者が提示する資料等に基づき、協議のうえ開始するものとする。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、「法人」とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 単独で参加する場合

- ① コンパクトシティの実現、観光の促進、商店街の振興等によるまちづくり・賑わいづくり等のコーディネート・プロデュース・マネージメント等の実績を有すること。
- ② 仕様書に定める業務内容を遂行できる能力を有すると認められること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）第 2 条第 1 号 に掲げる暴力団、同条第 2 号 に掲げる暴力団員又は同条第 3 号 に掲げる暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 共同体で参加する場合

① 共同体の構成員の要件

上記の(1) 単独で参加する場合の②～⑥の条件を満たしていることし、①については、共同体のうち一社が要件を満たしていること。

② 共同体の構成員の組合せ要件

構成員いずれもが単独での参加、又は他の共同体の構成員でないこと。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- ① 油津の歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーター業務委託に係る受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員及びその親族
- ② 選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- ③ 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- ④ 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

4 業務実施の要件

- (1) 油津歴史文化遺産活用事業推進会議（以下、「推進会議」という。）への参加について
油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり事業を推進するために設置する、地域住民や関係団体、学識有識者等を委員とした推進会議及び関連する会議への出席が可能なこと。
- (2) コーディネーターの居住地について
コーディネーターの居住地は、日南市内に置くことが望ましいが、困難な場合は、受注者及び推進会議構成員との協議・打合せ等の要請に速やかに対応できること。
- (3) 油津地区住民や関係団体とのコミュニケーションについて
油津地区住民や関係団体とのコミュニケーションの能力を有し、別途仕様書で示す業務の遂行にあたり、常時、住民等との意見交換等の対応が可能なこと。

5 参加に係る必要書類の提出方法等

(1) 必要書類

本件プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

番号	名称	様式及び添付書類
1	公募型プロポーザル参加申込書	【様式第1-1号】 ・代表者印を押印すること。 ・共同体で申請する場合は、【様式1-2】公開型プロポーザル共同参加申請書を使用すること。
2	業務実績書	【様式第2号】 ・本要領3の(1)の①に掲げる事業実績を記入すること。
3	法人に関する調書	【様式第3号】
4	法人登記簿の謄本 (法人の場合に限る)	・原本を提出こと。 ・共同体の場合は構成する法人すべて提出すること。
5	定款 (法人の場合に限る)	・複写したものを提出すること。 ・共同体の場合は構成する法人すべて提出すること。
6	企画提案書	【様式は任意】 ・任意様式とするが、次の項目について提案すること (1) 参加の動機 (2) 油津の歴史文化を学び伝えるため、油津地区、特に堀川運河周辺の周遊及び滞留を促進するための施策の提案

		(3) 花峯橋の利活用方法 (4) コーディネーターの役割・業務（具体的に）の提案 (5) その他の企画提案、油津地区のアピール等の提案 【留意事項】 (1) A4サイズ・横書きとする。 (2) A3サイズの場合は、A4サイズに折って提出すること。 (3) 基本的に片面印刷とすること。 (4) 20ページ以内にまとめること。 (5) A3サイズは、2ページとカウントする。 (6) 文字サイズは11ポイント以上とする。 (7) 見やすさなどの工夫をすること。
7	コーディネーター及びサポーター任命届出書	【様式第4号】
8	業務行程表	【様式第5号】
9	見積書	【様式第6号】

- (2) 提出部数 正 1部、副 20部（上記の書類をすべてクリップで留めること）
- (3) 提出期限 令和6年6月14日（金）午後5時までに必着とする。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）とする。
持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先 「13 連絡先」に提出すること。
- (6) 配布方法 プロポーザルに係る書類等は、日南市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）から入手するものとする。
URL : <https://www.city.nichinan.lg.jp/>
- (7) 配布期間 令和6年5月22日（水）から令和6年6月14日（金）午後5時まで。

6 公募に対する質問

本件の公募に関して質問がある場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 提出書類 質問書【様式第7号】のとおりとする
- (2) 提出方法 質問書を添付した電子メールにて、「13 連絡先」に提出すること。
- (3) 受付期間 公募の開始から令和6年6月7日（金）午後5時までとする。
それ以降の質問については、回答しない。
- (4) 回答方法 その都度、日南市ホームページへ掲載（最終掲示は令和6年6月12日（水）午後5時まで）することとし、個別の回答は行わない。
なお、質問のあった者の氏名は公表しない。

7 審査、選定評価基準

- (1) 審査方法

本件プロポーザルにおける審査は、油津の歴史文化遺産を活用したまちづくりコーディネーター業務委託に係る受託候補者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し、選定評価基準に基づき審査し、第1位の者を第1候補者、次点の者を第2候補者として選定する。

なお、選定委員会は、学識経験者、市民代表及び日南市職員から構成されるが、委員の氏名については、選定における公平性を確保するため、設計者の特定後に公表するものとする。

(2) 選定評価基準

以下の項目等により、提出書類及び企画提案書等を総合的に評価して選定する。

なお、選定評価基準の各項目に対する評価配点は、選定委員会で決定する。

① 戦略性・妥当性

寄附者の意向や当該業務の趣旨を的確に捉え、戦略性があり、更に、妥当性のある提案となっているか。

② 実現性

業務を遂行するうえで、地域の実情を把握した提案となっているか。更に、実施スケジュールが具体的で無理のないものか。

③ 専門性

地域の実情、基本計画に合致した具体的な業務内容が提案されているか。更に、本事業が社会資本整備総合交付金（まちなかウォークアブル推進事業）を活用することから、当該交付金の制度を理解したうえで、各種事業の進捗等について、調整を行えるか。

④ 将来性

提案内容が、将来の油津地区の活性化につながるものか。

⑤ 実施体制

地域住民との連携体制が十分か。

(3) 第一次審査の実施（書類審査）

企画提案書等を提出した参加者（以下「企画提案者」という。）の数が、多数の場合に実施する。

なお、企画提案者が少数の場合は、全ての企画提案者を第二次審査の対象とする。

① 実施日

令和6年6月中旬（予定）

② 審査方法

選定委員会が、参加者から提出された企画提案書等を採点のうえ、採点結果に基づき上位から3者程度を第二次審査の対象者として選定する。

なお、第一次審査は非公表により実施する。

③ 審査結果の送付

審査の対象になった全ての企画提案者に対して、令和6年6月下旬（予定）までに、文書及び電子メール等により通知する。

(4) 第二次審査の実施（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査の通過者に対し、プレゼンテーションにより実施する。

① 実施日

令和6年7月下旬（予定） 場所：日南市油津地区（予定）

※ 第二次審査の時間等詳細については、第一次審査の結果と併せて通知する。

② 審査方法

第二次審査対象者について、企画提案書等の内容及びその補足説明についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し第二次審査の採点を行い、第一次審査の得点を加算した上で最優秀者1者及び優秀者1者（次点者）を選定する。

説明については、提出した企画提案書を基本に行うこと。その際、パワーポイント等を用いても構わない。

なお、第二次審査については、原則、公開により実施する。具体的な審査方法については、第一次審査の結果と併せて通知する。

③ プレゼンテーション出席者

4名以下とする。

④ プレゼンテーションの時間

30分程度とする（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

⑤ 備品等

プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは市の方で準備するが、その他のパソコン等の機材は持参すること。

⑥ 経費等

プレゼンテーションに要する資料作成、旅費等の経費については、企画提案者が負担すること。

⑦ その他

プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とし、個別に実施する。

なお、プレゼンテーションに参加しない場合は、棄権とする。

(5) 審査結果

第二次審査の審査結果は、令和6年7月下旬（予定）（第一次審査結果通知の際に示す日）までに、「結果通知書」により通知する（通知方法は、文書及び電子メールによる。）。

また、日南市ホームページにも審査結果を掲載し、審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。

(6) 優先交渉権者との交渉

第1候補者と優先交渉権者として、市と契約に向けた協議を行う。ただし、第1候補者との協議が整わない場合は、市は第2候補者と協議を行い、受託者を決定する。

8 業務委託契約

(1) 契約の方法

契約手続きは、日南市契約事務取扱規程（平成21年訓令第15号）の定めるところによる。

① 随意契約の相手方の決定

日南市は、二次審査において最優秀者に選定された者を、本業務の随意契約の相手方（以下「受注者」という。）として決定し、受注者と契約手続きを行うこととする。

なお、受注者との契約が不調となった場合は、優秀者と契約手続きを行うものとする。

② 委託料の支払条件

委託料の支払いは、日南市財務規則（平成21年規則第50号）の規定並びに業務委託契約書に基づくものとする。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会
が、失格と判断した場合。
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。

その場合においては、応募に関するすべての経費は本市に請求できない。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合は、令和6年7月9日（火） 正午までに参加辞退届【様式第8号】を提出すること。

12 スケジュール

	項 目	期 日
1	プロポーザル公募開始	令和6年5月22日（水）
2	質問受付期間	令和6年5月22日（水） ～令和6年6月7日（金）午後5時まで
3	質問に対する回答	随時 ～ 令和6年6月12日（水）午後5時まで
4	必要書類の提出期限	令和6年6月14日（金）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査） ※応募多数の場合のみ実施	令和6年6月中旬（予定）
6	第一次審査結果及び第二次審査（プレゼンテーション）実施通知発送	令和6年6月下旬（予定）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月下旬（予定）
8	第二次審査結果の通知	令和6年7月下旬（予定）
9	契 約	令和6年8月1日（木）（予定）

13 連絡先

日南市 総合政策部 未来創生課 未来創生係（担当：山倉）

電子メールアドレス：mirai@city.nichinan.lg.jp

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

（お問い合わせ）電話：0987-31-1128 FAX：0987-23-1853

開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝・休日を除く）

14 その他

- (1) プロポーザルにおいて本市に関連する情報を入手するための照会窓口は「13 連絡先」とする。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。

- (3) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。